

新型コロナウイルス関連

(UAE 居住者の再入国許可、陰性証明携行、期限切れUAEビザの猶予期間延長)

令和2年8月18日
在ドバイ日本国総領事館

【ポイント】

- UAEへの入出国に関し、首長国や航空会社によって各種対応や必要な準備が異なりますので、ご注意ください。
- UAE在留資格(UAE Residence Visa)を持つ方がUAEに再入国する際、ドバイ首長国発行の在留資格所持者はGDRFAの再入国許可が必要ですが、アブダビなど他の首長国発行の在留資格の場合はICA許可の取得は不要です。
- ドバイ空港から日本人の方が日本へ渡航する際に、渡航前のPCR検査陰性証明は不要ですが、エティハド航空を利用する場合は、出発地、目的地、国籍を問わず渡航前のPCR検査陰性証明が必要です。
- UAE当局は、有効期限切れのUAE在留資格及び短期滞在ビザ(On arrival visa等)の猶予期間をそれぞれ延長することを発表しました。

【本文】

1 UAE居住者の再入国許可

- (1) UAE在留資格(UAE Residence Visa)所持者が国外からUAEに再入国する場合、ドバイ首長国発行の在留資格を持つ方はドバイ入管当局(GDRFA)の再入国許可の取得が「必要」です。
- (2) アブダビ、シャルジャなど他の首長国で発行された在留資格を持つ方がUAEに再入国する場合は、8月12日以降UAE連邦国籍ID庁(ICA)の許可は「不要」となりました。ただし、ICA専用サイトでご自身のUAE Residence Visaの情報を最新情報に更新する必要がありますのでご注意ください。
- (3) 当館から当局に問い合わせたところ、ドバイ以外の首長国から発行された在留資格の方が、ドバイ空港から入国する場合や、ドバイ首長国発行の在留資格の方がアブダビやシャルジャの空港に到着する場合、GDRFAやICAの許可は「不要」との回答がありました。ただし、これらの措置は予告なく変更される可能性がありますので、ご利用の航空会社に随時最新の情報をご確認ください。

2 UAE入出国のためのPCR検査陰性証明

- (1) ドバイ空港から日本人の方が日本に渡航する場合、現時点では渡航前のPCR検査陰性証明は「不要」です。ただし、ドバイから日本以外の第三国に渡航する場合は、渡航する国の政府や空港などにより事前の陰性証明取得が義務づけられている場合がありますのでご注意ください。なお、日本政府の措置により、日本の在留カードを持つ一部の外国人の方は、渡航前72時間以内の陰性証明が必要となっています。また、9月1日以降は、全ての外国人に渡航前の陰性証明を求める措置が予定されています。
- (2) エティハド航空を利用する場合は、アブダビ出発便を含めて出発地、目的地、国籍を問わず出発前96時間以内の陰性証明が「必要」です(アブダビ発成田便を含む)。

(3) なお、国外からUAEに入国、又はトランジット（入国するか空港内を通過するだけかを問わず）する全ての乗客は、出発地からの出発前96時間以内（maximum of 96 hours before you depart）の陰性証明が必要です。エミレーツ航空によれば、UAE政府による指定医療機関が指定されている国もありますが、日本国内の医療機関に関する記載はなく、日本国内の最寄りの医療機関が発行する英文の証明であれば受け付けられるとのことです。また、検査はPCR検査（スワブ検体からのポリメラーゼ連鎖反応検査、Polymerase chain reaction (PCR) swab test）である必要があります。これらの措置は予告なく変更される可能性がありますので、ご利用の航空会社に随時最新の情報をご確認ください。

3 有効期限切れのUAE在留資格・ビザの猶予期間（Grace period）の延長

- (1) 有効期限が切れたUAE在留資格（UAE Residence Visa）の更新手続き、出国、再入国のための猶予期間は3ヶ月延長され、11月17日までとなりました。
- (2) 有効期限が切れた短期滞在ビザ（On arrival visa等）のビザの切り替え、出国のための猶予期間は1ヶ月延長され、9月11日までとなりました。
- (3) UAE国内に滞在中であって上記（1）、（2）に該当する方が、期限切れの状態でUAEから出国する際、猶予期間内の場合にはオーバーステイの罰金は免除されます。ただし、ドバイ空港から出国する場合、フライトの48時間前に同空港敷地内の退去強制収容所を訪問し申告が必要となります。アブダビ、シャルジャ等の空港から出国する場合は、フライトの6時間前に空港に到着する必要があります。詳細は各空港または入管当局にお問い合わせください。

4 留意事項

- 日本における英文の「PCR検査陰性証明」の取得方法については、最寄りの病院や保健所等に直接お問い合わせください。
- また、渡航前には新型コロナウイルスの治療を賄える海外旅行保険に加入していること、健康申告書（Health Declaration Form）に記入すること、専用アプリ「COVID-19 DXB」をインストールすること等が求められます。
- ドバイ空港に到着した際には、全乗客を対象にサーモスクリーニングが行われる他、発熱等何らかの症状が見られた場合、「PCR検査陰性証明」があっても当地保健当局が実施する各種検査の受検が求められます。また、各種検査の結果、「陽性」の場合には、無症状でも14日間の隔離が求められます。
- 上記は8月18日時点の情報であり、UAE当局による措置は今後も予告なく変更または追加されることが予想されます。在留邦人及び当地滞在中の皆様におかれては、十分な感染予防策をとるとともに、当局の発表等、最新の情報の入手に努めてください。

【本件に関する参照先】

○ドバイメディア局による発表

（8月17日ドバイ居住者がUAEに帰国するための手続き：

<https://twitter.com/DXBMediaOffice/status/1295395011400531969>)

○連邦国籍ID庁（ICA）による発表

(8月12日再入国のためのICA許可不要、専用サイトでの情報の更新が必要 :

<https://twitter.com/ICAUAE/status/1293474831816630273>)

(8月17日有効期限切れの短期滞在ビザ保持者の猶予期間9月11日まで :

<https://twitter.com/ICAUAE/status/1293513495431073792>)

(8月17日有効期限切れの在留資格保持者の猶予期間11月17日まで :

<https://twitter.com/ICAUAE/status/1295227383147003905>)

○エティハド航空利用者の渡航前PCR検査陰性証明の義務化

<https://www.etihad.com/en-ae/travel-updates/flights-from-abu-dhabi>

<https://www.uae.emb-japan.go.jp/Covid-19/ConsularE-mail081602.pdf>

○日本政府による再入国する外国人の必要書類 (外務省) :

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

○当館領事メール

(7月16日UAE在留資格の有効期限自動延長措置の停止等 :

https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/newhp/20200716update_rev.pdf)

(7月26日UAE渡航前の「PCR検査陰性証明」の取得・携行義務化

<https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/newhp/20200726update.pdf>)

○日本国内でPCR検査が可能なトラベルクリニック (経済産業省)

<https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200703002/20200703002.html>

【一般的な参考情報】

○ドバイ・メディア局公式 Twitter : <https://twitter.com/DXBMediaOffice>

○ドバイ保健庁 (DHA) 公式 Twitter : https://twitter.com/dha_dubai

○ドバイ警察公式 Twitter : <https://twitter.com/dubaipolicehq>

○外務省海外安全ホームページ : <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○たびレジ : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

○厚生労働省 (日本への入国に関する情報)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

在ドバイ日本国総領事館

電話 : +971-(0)4-293-8888 (日~木曜 08:00-16:00、ラマダン中は 08:00-14:00)

F A X : +971-(0)4-332-4474

所在地 : 28th Floor, Dubai World Trade Centre, UAE

ホームページ : http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※本メールは、在留届提出者及びたびレジに登録されている方に送付しています。

※在留届の「変更届」及び「帰国届」をご提出される方はこちら。

http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_orr.html
